

令和 7 年

春の墨田区交通安全運動

実 施 要 領

運動期間：令和 7 年 4 月 6 日（日）～令和 7 年 4 月 1 5 日（火）



ひと、つながる。
墨田区

4月10日(木)は交通事故死ゼロを目指す日です！

記録に残っている昭和 43 年以降、毎日、国内のどこかで交通死亡事故が発生しています。そのため平成 20 年に、新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。
皆さん一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しくマナーを実践することで、交通事故の発生を抑止していきましょう。

重 点 項 目

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

第 1 目 的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取り組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第 2 期 間

令和 7 年 4 月 6 日（日）～4 月 1 5 日（火）までの 1 0 日間

第 3 ス ロ ー ガ ン

「世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して」

第 4 主 催

墨田区交通安全対策協議会 構成団体(順不同)

本所警察署、向島警察署、本所消防署、向島消防署、国土交通省東京国道事務所、東京都第五建設事務所、本所交通安全協会、向島交通安全協会、

墨田区商店街連合会、墨田区老人クラブ連合会、墨田区立小学校校長会、墨田区立中学校校長会、墨田区立小学校PTA協議会、墨田区立中学校PT

A連合会、墨田区町会・自治会連合会、京成バス(株)奥戸営業所、東日本旅客鉄道(株)錦糸町営業統括センター、東武鉄道(株)とうきょうスカイツリー駅、

京成電鉄(株)押上駅、墨田区議会、墨田区教育委員会、墨田区

第 5 墨田区内の交通人身事故発生状況（令和 6 年 1 月から令和 6 年 1 2 月まで）

	件数・人数	前年比
発生件数	5 8 5 件	- 3 5 件
死者数	3 人	- 1 人
負傷者数	6 3 7 人	- 3 7 人
重傷者数	4 0 人	+ 3 人
軽傷者数	5 9 7 人	- 4 0 人

発生件数のうち、自転車
が関与してい
る件数（2 8 7 件）
は、全体の約 5 0 %
を占めています。

第 6 運 動 の 重 点

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

次代を担うこどもを始め、かけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることが強く求められています。令和 6 年都内のこども（幼児、小学生、中学生）の交通人身事故死者数（2 人）は、前年（3 人）より減少し、交通事故件数（1, 6 4 6 件）も、前年（1, 8 0 0 件）より減少しています。

- 家庭・地域
- ・ 児童（小学生）の死者・重傷者は、登下校時に多くなっています。暗い通りを避け、通学路や、大通りなど整備された道路を通行しましょう。
 - ・ 交通ルールを守り、道路の安全な横断方法を実践しましょう。
 - ・ 信号が青でも安全であるとは限りません。左右を必ず確認してから横断しましょう。

2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

自動車事故を違反別に見ると、安全不確認が最も多くなっています。人的要因別に見ると、脇見や考え事をしていたことなどによる発見の遅れが最も多くなっています。
また、飲酒運転、妨害運転（あおり運転等）など、悪質・危険な運転や、7 5 歳以上の運転者の死亡事故件数が多いことが社会的な問題となっています。

- 運転者は
- ・ 横断歩道手前における減速義務や、横断歩道での歩行者優先義務を徹底しましょう。
 - ・ 一時停止や徐行、歩行者との安全な間隔の保持など「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
 - ・ シートベルトやチャイルドシートを適切に使用しましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

道路交通法改正により令和5年4月1日以降、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、自転車に同乗するこどもにもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

令和6年都内の自転車が関与している交通事故件数（13, 773件）は前年（14, 524件）から減少し、都内全体の交通事故発生件数（30, 103件）の約46％を占めています。

また、自転車乗車中のこどもの死傷者数（1, 196人）のうち、保護者の自転車に同乗中のこどもの死傷者数（274人）が約23％を占めており、子供乗せ自転車を利用する方の事故が多くなっています。こどもの安全を第一に考えた運転を心がけましょう。

電動キックボードをはじめとする「特定小型原動機付自転車」は手軽な乗り物ですが、交通ルールを守り適切に利用する必要があります。

- ・16歳未満は運転禁止。
- ・自賠償保険（共済）に加入する。
- ・ナンバープレートをつける。
- ・ヘルメットを着用する（努力義務）。
- ・信号や標識・通行可能道路等を必ず確認し、交通ルールを守る。
- ・飲酒運転は禁止。飲酒運転は運転免許の停止、取り消しの対象となります。
- ・「特定原付」のうち「特例特定原付」のみ自転車が通行可能な歩道に限り走行できます。

- 自転車利用者は

- ・ 大人は、こどものお手本となるように、交通ルールを守り安全に運転しましょう。
 - ・ こどもはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めましょう。
 - ・ 自転車は「軽車両」の一種です。止まれ標識がある場所では必ず一時停止する、交差点周辺では安全確認を行うなど、交通ルール・マナーを守りましょう。
 - ・ 自転車損害賠償保険等に参加しなければなりません。

- 自転車安全利用五則

- ・ 自転車は、車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
 - ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 飲酒運転は禁止
 - ・ ヘルメットを着用

- 電動キックボード等利用者は

- ・ 電動キックボード等の交通ルールについて理解を深めましょう。
 - ・ ヘルメットの着用に努めましょう。
 - ・ 無謀運転、危険・迷惑行為をしないようにしましょう。
 - ・ 買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐車場を利用しましょう。
 - ・ ブレーキ、ライト、ミラー、警報音、反射器等を整備しましょう。（車両区分によって必要な装備が異なります。）
 - ・ 自賠償保険（共済）の加入が必要です。飲酒運転の罪の重さを再認識しましょう。

4 二輪車の交通事故防止

二輪車事故は、自動車事故に比べると致死率の高さが顕著です。

令和6年都内の二輪車交通事故死者数（38人）は、前年（44人）より減少しています。

さらに、二輪車交通事故の発生件数（6, 023件）は前年（6, 315件）より減少しており、特に交差点や交差点付近の事故（3, 410件）と最も多く発生しています。

- 運転者は

- ・ 事故の発生時間帯は、出勤、退勤の時間帯が特に多くなっています。出勤、退勤の際は、ゆとりを持った運転に努めましょう。
 - ・ 自分の運転技術を過信せず、安全な速度で走行しましょう。
 - ・ 死亡事故の原因は、出会頭、右折時及び単独転倒が多くなっています。交通事故に遭わないために安全運転を心掛けることはもちろん、万一来て、胸部や腹部を守るプロテクターを着用しましょう。
 - ・ ヘルメットのあごひもは、確実に結着しましょう。

5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

放置自転車や放置二輪車は、歩行者の通行を阻害し、特に障害者や高齢者の安全な通行を脅かしています。さらに、災害時や緊急時の交通の障害となるほか、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

- 運転者は

- ・ 自転車・二輪車を放置することによる問題を認識しましょう。
 - ・ 区内の駅周辺は「自転車放置禁止区域」に指定されています。自転車はこども用・大人用問わず撤去の対象です。
 - ・ 放置とは、自転車等から離れてただちに移動させることができない状態のことです。
 - ・ 買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐車場を利用しましょう。
- 職場・学校では

- ・ 職場、学校では自転車、二輪車を置ける駐車場を設置し、放置させないようにしましょう。

第7 運動の進め方

各関係機関・団体等は相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の交通実態に応じ、運動の重点を踏まえ創意工夫を凝らした取り組みを行い、本運動が区民総ぐるみの運動となるよう努めます。

第8 報 告

実施結果について、令和7年4月18日（金）までに墨田区交通安全対策協議会会長あてに報告するものとします。

（報告提出先）

墨田区交通安全対策協議会事務局（墨田区都市整備部土木管理課 交通安全担当）
TEL 5608—6203 FAX 5608—6410
e-mail KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp